

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	企画部情報政策課	
契約締結年月日	令和6年11月15日	
業務名	ネットワーク機器更新及びLGWAN接続系ネットワーク無線化構築業務	
業務の概要	令和2年1月に導入したネットワーク機器等の後継機の更新及び本庁舎LGWAN接続系ネットワークの無線化対応	
契約金額(税込)	7,128,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。</p>	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本業務は、令和2年1月に導入したネットワーク機器等の後継機、本庁舎LGWAN接続系ネットワークの無線化対応を実施するための機器等の設定を行うものであり、株式会社日立システムズ中部支社は本市のネットワークの構築及び運用を行なっていることから、株式会社日立システムズ中部支社以外の者に履行させた場合、市ネットワーク全般に著しい支障が生じる可能性がある。このことから、他者から見積書を徴することが適さないため、株式会社日立システムズ中部支社一者から見積書を徴収し、随意契約とするものである。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。